

証券コード3726  
平成24年6月14日

株 主 各 位

福岡市中央区薬院一丁目1番1号  
**株 式 会 社 フ ェ ヴ リ ナ**  
代表取締役社長 神代 亜紀

### 第9期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。  
さて、当社第9期定時株主総会を下記により開催いたしますので、  
ご出席くださいますようお願い申し上げます。  
なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使する  
ことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討  
のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、  
平成24年6月28日（木曜日）午後6時までには到着するようご返送  
くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月29日（金曜日）午後1時
2. 場 所 福岡市博多区博多駅南一丁目9-18  
ウィズザスタイル フクオカ 2階  
（開催場所が昨年と異なりますので、後記の「株主総会会場  
ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようお願い致し  
ます。）
3. 目的事項  
報告事項 第9期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）  
事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 株式交換契約承認の件  
第2号議案 吸収分割契約承認の件  
第3号議案 定款一部変更の件  
第4号議案 取締役5名選任の件  
第5号議案 監査役3名選任の件

以 上

.....  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう  
お願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上  
の当社ウェブサイト（<http://www.favorina.co.jp/ir/>）にてお知らせいたします。

## (提供書面)

### 事業報告

(平成23年4月1日から)  
(平成24年3月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、東日本大震災の影響による景気の停滞から回復に向かっているものの、欧州債務危機による金融不安や長引く円高等の影響により、景気の先行きについては、依然として不透明な状況が続いております。化粧品・健康食品通販業界におきましても、市場がほぼ成熟しているなか、他業種からの新規参入や低価格化など、当社を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。

このような状況のもと当社におきましては、新代表取締役社長が就任し、早急に社内販売体制を刷新いたしました。「プロダクト・アウト」の発想から「マーケット・イン」の発想へと転換し、柔軟な価格設定、きめ細やかなサービス提供等という点に注力し、顧客対応レベルの向上を図ってまいりました。

まず、新規顧客層の拡大に関しましては、引き続き低価格帯に設定しております新商品「ウォータークレンジングジェル」のプロモーション活動を積極展開し、顧客獲得の間口を広げてまいりました。

次に、既存顧客層の確保に関しましては、新商品「7GFセラム」の販売促進に注力し、結果として顧客購入リピート率の向上を図ることができました。

また、WEB販促施策に関しましては、「ジェルパック」「ウォータークレンジングジェル」に係る新規獲得キラーサイトを構築し、新たな顧客層を獲得するにいたりました。

しかしながら、経営成績といたしましては、依然として損益分岐点を下回る売上状況が続いており、営業損失・経常損失・当期純損失を計上する結果となりました。目下厳しい売上推移状況にありますが、次年度以降は中期事業計画(先般の「会社説明会」資料をご参照下さい)どおりに事業が展開する見込みであり、売上高は漸増的に回復していくものと認識しております。

なお、海外事業の取り組みとしては、目下国内販売施策に注力しているため、現行ハワイでの展開のみに留めており、積極的な販促活動等は行っていない状況にあります。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高1,420,773千円（前期比25.6%減）、営業損失261,057千円（前事業年度は営業利益872千円）、経常損失260,875千円（前事業年度は経常利益2,759千円）、当期純損失260,358千円（前事業年度は当期純損失85,740千円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は、91,637千円であり、その主な内容は基幹システムの再構築に係る備品の購入が29,486千円、ソフトウェアの購入が61,179千円であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度に設備投資に係る資金を調達するため、取引銀行1行より85,000千円の借入を行っております。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況、並びに他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(5) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(6) 東日本大震災への取組み状況

平成23年3月11日に発生しました東日本大震災への取組みといたしまして、当社では、お客様とご一緒に取組むことができ、また、一時的なものではなく継続的に支援するために、平成23年4月よりスタートしました当社ポイントシステムを活用し、義援金の寄付を行っております。

具体的には、お客様が当社商品を購入の際に付与しておりますポイントを、お客様に付与すると同時に1ポイント当たり1円と換算し、日本赤十字社及び、あしなが育英会等を通じて、義援金として寄付を行っております。

なお、期間は、平成23年4月から平成26年3月までの3年間で予定しております。

(7) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

項目	第6期 平成21年3月期
売上高(千円)	2,724,471
経常利益(千円)	235,164
当期純利益(千円)	304,684
1株当たり当期純利益(円)	648.53
総資産(千円)	—
純資産(千円)	—

(注) 1. 第6期については、平成20年8月1日付にて連結子会社を吸収合併したことにより連結会計年度末には連結子会社が存在しないため、連結貸借対照表は作成しておりません。よって、連結貸借対照表に関する指標は記載しておりません。

2. 第7期より子会社がありませんので、連結計算書類を作成しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

項目	第6期 平成21年3月期	第7期 平成22年3月期	第8期 平成23年3月期	第9期 平成24年3月期 (当事業年度)
売上高(千円)	1,936,965	2,489,601	1,909,765	1,420,773
経常利益又は 経常損失(△)(千円)	143,088	190,242	2,759	△260,875
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	741,678	131,966	△85,740	△260,358
1株当たり当期純 利益又は1株当 り当期純損失(△) (円)	1,578.69	282.69	△186.48	△566.26
総資産(千円)	1,495,425	1,620,075	1,504,157	1,291,411
純資産(千円)	1,246,931	1,352,999	1,258,063	992,322

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(9) 対処すべき課題

当社を取り巻く環境は、市場がほぼ成熟しているなか、他業種からの新規参入や低価格化など、依然として厳しい状況が続いております。

それら諸問題に対し、早急に社内販売体制を刷新いたしました。「プロダクト・アウト」の発想から「マーケット・イン」の発想へと転換し、柔軟な価格設定、きめ細やかなサービス提供等という点に注力し、顧客対応レベルの向上を図ってまいります。

また、コールセンターのシステム面におきまして、当事業年度において再構築致しました販売管理システム・顧客管理システムにより、既存顧客の確実な「囲い込み」「販売促進」「離反防止」を実現してまいります。システム面以外では、カスタマーフレンドの増員・育成、短時間労働スタッフを活用したフレキシブルな組織体の構築を行い、効率的な費用対効果を創出する組織体制を築き、事業基盤の安定と収益性の向上を図り、黒字体質の定着化を目指してまいります。

当社は、2期連続で売上が著しく減少し、かつ、当事業年度において261,057千円の営業損失を計上することとなりました。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。当該状況を解消又は改善するため、「継続企業の前提に関する注記」（「計算書類個別注記表」）に記載されている施策に取り組んでまいります。

#### (10) 主要な事業内容

当社は、基礎化粧品及び健康食品等の通信販売を行う「コミュニケーション・セールス事業」を主な事業としております。

当事業の展開は以下のとおりです。

##### ・コミュニケーション・セールス事業

当社の主要事業であるコミュニケーション・セールス※1事業は、コンピューター・テクノロジー・インテグレーション（CTI）※2を活用したダイレクト・テレマーケティングを展開しております。当社の特徴は、一方的に話をするプッシュ型のセールスではなく、プル型（聴くことに徹し、相手のことを思い、悩みを共有することに重きをおく）のスタイルを取っていることです。この手法を用いて、化粧品（基礎化粧品・ベースメイク中心）、健康食品等の販売を主にインフォマーシャル※3を通して展開しております。

##### ※1 コミュニケーション・セールス

カスタマーフレンド（コミュニケーター）とお客様との間で、親密度の高いコミュニケーションを通じ、強固な信頼関係を築き上げ、よりスムーズな購入の促進を図ります。

##### ※2 コンピューター・テクノロジー・インテグレーション（CTI）

電話やFAXをコンピューターシステムに統合する技術。お客様に電話で対応するコミュニケーション・セールス業務に利用しています。顧客データベースと連携したシステムが構築されており、顧客のプロフィールや過去の対応履歴、購入履歴等を参照し、的確なサポートを提供しています。

##### ※3 インフォマーシャル [information + commercial]

商品売り込む姿勢を前面に出さず、商品の詳細な情報提供という形で行う広告。15～30分程度の情報提供番組。

(11) 主要な営業所及び工場

本社（本店） 福岡市中央区薬院一丁目1番1号  
薬院ビジネスガーデン 8階

(12) 使用人の状況

当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
80名	28名減	35.1歳	4年1ヶ月

(注) 使用人数には、パート及び嘱託社員は含んでおりません。

(13) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社西日本シティ銀行	107,091千円

(注) 設備投資に係る資金を調達するため、借入を行っております。

## 2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 1,200,000株  
(2) 発行済株式の総数 469,866株 (自己株式10,083株)  
(3) 株主数 6,626名  
(4) 大株主 (上位10位)

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
(株) ウェルホールディングス	123,050株	26.76%
井 康 彦	13,750株	2.99%
鳥 居 徹	10,886株	2.37%
橋 本 長 太 郎	6,425株	1.40%
清 水 英 明	6,216株	1.35%
大 西 勝 明	6,155株	1.34%
川 端 昇 一	5,200株	1.13%
(株) S B I 証 券	4,279株	0.93%
高 村 善 夫	4,104株	0.89%
片 上 哲 也	3,100株	0.67%

- (注) 1. 当社は、自己株式を10,083株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### 3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	第8回新株予約権	第9回新株予約権
新株予約権の数	150個	80個
保有人数 取締役（社外取締役を除く）	2名	2名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 150株	当社普通株式 80株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株あたり 24,101円	1株あたり 14,644円
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～平成26年6月22日	平成19年7月1日～平成27年6月27日

名称	第11回新株予約権	第12回新株予約権
新株予約権の数	1,100個	5,500個
保有人数 取締役（社外取締役を除く）	2名	3名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 1,100株	当社普通株式 5,500株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株あたり 3,713円	1株あたり 3,750円
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日～平成28年6月22日	平成21年7月1日～平成29年6月26日

新株予約権の行使条件（各回共通）

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することが出来ます。その他の条件としては、本総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び従業員との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによります。

- (2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。



## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	神 代 亜 紀	
専務取締役	蔵 原 朗 子	
取 締 役	松 浦 正 英	(株)オーキッドスタイル代表取締役
常勤監査役	緒 方 芳 伸	(株)緒方会計事務所代表取締役 緒方税理士事務所 所長
監 査 役	洲 崎 智 広	(株)アイ・コーリング取締役 (株)テクノブラッド監査役 比較 . c o m (株)取締役
監 査 役	鬼 塚 恒	萬年総合法律事務所 弁護士

- (注) 1. 平成23年10月31日をもって、代表取締役社長遠藤英樹氏は辞任いたしました。
2. 監査役緒方芳伸氏、洲崎智広氏及び鬼塚恒氏は、社外監査役であります。なお、当社は洲崎智広氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 取締役及び監査役の報酬等

#### 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (一名)	26,740千円 (一十千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	4,800千円 (4,800千円)
合 計 (うち社外役員)	7名 (3名)	31,540千円 (4,800千円)

- (注) 1. 当社の設立が承認された平成15年10月27日開催の株主総会決議による取締役の報酬限度額は、月額200万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）であります。
2. 当社の設立が承認された平成15年10月27日開催の株主総会決議による監査役の報酬限度額は、月額300万円以内であります。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職の状況並びに当社と当該兼職先との関係

地位	氏名	兼職する法人等	兼職の内容
監査役	緒方芳伸	(株)緒方会計事務所 緒方税理士事務所	代表取締役 所長
監査役	洲崎智広	(株)アイ・コーリング (株)テクノブラッド 比較.com(株)	取締役 監査役 取締役
監査役	鬼塚恒	萬年総合法律事務所	弁護士

(注) 当社と上記法人等の間に重要な取引関係はありません。

#### ② 各社外役員の当事業年度における主な活動状況

##### ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会 (16回開催)	監査役会 (12回開催)
	出席回数	出席回数
監査役 緒方芳伸	15回	10回
監査役 洲崎智広	16回	12回
監査役 鬼塚恒	16回	12回

##### ・取締役会及び監査役会における発言状況

監査役緒方芳伸氏、洲崎智広氏及び鬼塚恒氏は、議案審議に必要な意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

#### ③ 社外役員と締結している責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としておりません。

#### ④ 社外役員の報酬等の総額

	人数	報酬等の額	親会社又は当該親会社の子会社からの役員報酬等
社外役員の報酬等の総額	3名	4,800千円	—

## 5. 会計監査人に関する事項

- (1) 名称 有限責任監査法人トーマツ
- (2) 所在地 東京都港区芝浦四丁目13番23号  
MS芝浦ビル
- (3) 報酬等の額

	支払額
報酬等の額	16,000千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,000千円

- (4) 非監査業務の内容  
該当事項はありません。
- (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針  
取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の合意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。  
監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。
- (6) 責任限定契約の内容の概要  
当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。
- (7) 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況  
該当事項はありません。
- (8) 会計監査人の辞任または解任  
該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての概要は以下のとおり  
であります。

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
取締役会規程・監査役会規程の見直しを行い役員倫理に関する不足事項があれば改定し、必要に応じ弁護士を起用し法令定款違反行為を未然に防止する。取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制  
取締役の職務執行に係る情報については、内部者情報管理規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。
- (3) リスク（損失の危険）の管理に関する規程その他の体制
  - ① 当社は、当社の業務執行のリスクとして、以下イからハのリスクを認識し、その把握と管理についての体制を整えることとする。
    - イ. 事業を遂行する上でのリスク
    - ロ. 事業体制についてのリスク
    - ハ. 投融資等についてのリスク
  - ② リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、リスクについて管理責任者を設定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び弁護士等を含む外部アドバイザーチームを編成し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については事前に経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。
  - ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、取締役会規程において、それぞれの責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス基本理念を定め、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、その組織として内部監査室を強化する。
  - ② 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、社内通報システムを整備し、社内通報規程に基づきその運用を行うこととする。
  - ③ 監査役は当社の法令遵守体制及び内部者通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善案の策定を求めることが出来るものとする。
- (6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社は、子会社が存在しないため、当該会社等を管理する規程等は定めておりません。
- (7) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役職務を補助すべき使用人として、内部監査室員から監査役補助者を任命できることとする。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとする。
  - ② 監査役補助者に任命された者は業務の執行にかかる職務を兼務しないこととする。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 内部監査規程を定めることとし、当該規程に基づき、取締役及び使用人は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役にその都度報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
  - ② 社内通報規程の定めに従い、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

(9) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役会設置会社として、監査役監査が実効的に行われることが可能となるよう、次の取組みを行う。

- ① 実効的な監査が行われるようにするため、監査役は、取締役会への出席に際し、事前に付議事項について報告を受けることとする。また、監査役は、当会社の重要会議に出席するほか、協議・決定された社長決裁（稟議）事項及び報告事項について書類を閲覧し、報告を受けることとする。
- ② 当社は、「監査役監査基準」を制定し、監査役の職責と心構えを明らかにするとともに、監査体制のあり方並びに監査に当たっての基準及び行動の指針を定めるものとする。また、監査役会に関しては、「監査役会規程」を制定し、招集等の手続き、監査報告書の作成要領、決議・報告・協議を要する事項等、監査役会に関する事項について定め、その適正な運営及び審議の充実を図るものとする。
- ③ 監査役は、取締役との定期的な協議、内部統制事務局及び内部監査部門との意見交換等を通じて、執行部門との意思疎通を十分に図るものとする。

(10) 反社会的勢力排除のための体制

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、会社組織として毅然とした姿勢で臨み、不当・不法な要求に応じないことはもちろん、一切の関係を遮断することとする。

反社会的勢力及び団体に対しては毅然とした姿勢で臨むことを明らかにするため、「リスク管理規程」において、これを明確にリスクとして記載し対応担当部門を明らかにする。警察当局、関係団体などと十分に連携し、反社会的勢力及び団体に関する情報を積極的に収集するとともに組織的な対応が可能となるよう体制の整備を進める。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は株主利益の最大化による利益還元を経営の重要な課題の一つとして位置づけております。また、安定した黒字業績の定着を念頭におき、中期的な利益水準ベースに、販売投資、設備投資等の経営基盤強化のために適正な内部留保を行う体制を整え、業績動向を考慮に入れつつ、各期の業績に対応して配当額を決定し、安定的に継続していくことを目標としております。

### (2) 当期の配当金

当期における期末配当金は非常に厳しい業績を勘案し、誠に遺憾ではございますが、無配とさせていただきます予定であります。

### (3) 次期の配当金に関する見通し

次期の利益配当金につきましては、未定とさせていただきます。なお、内部留保資金の用途につきましては、今後の事業展開とリスクへの備えとして活用してまいります。

# 貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
流動資産	1,084,568	流動負債	186,556
現金及び預金	840,678	買掛金	15,317
売掛金	66,283	1年内返済予定の長期借入金	22,140
商品及び製品	150,323	リース債務	1,302
原材料及び貯蔵品	548	未払金	66,209
前払費用	12,233	未払費用	57,198
その他	15,002	未払法人税等	4,300
貸倒引当金	△502	預り金	4,107
固定資産	206,843	賞与引当金	13,185
有形固定資産	99,880	返品調整引当金	1,165
建物	29,016	その他	1,630
工具、器具及び備品	67,403	固定負債	112,533
リース資産	3,459	長期借入金	84,951
無形固定資産	58,832	長期リース債務	1,628
ソフトウェア	58,832	繰延税金負債	4,127
投資その他の資産	48,130	資産除去債務	21,825
長期前払費用	91	負 債 合 計	299,089
差入保証金	47,306	( 純 資 産 の 部 )	
その他	733	株主資本	971,304
		資本金	882,788
		利益剰余金	117,144
		利益準備金	919
		その他利益剰余金	116,224
		繰越利益剰余金	116,224
		自己株式	△28,628
		新株予約権	21,017
		純 資 産 合 計	992,322
資 産 合 計	1,291,411	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,291,411

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)



# 損 益 計 算 書

（平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで）

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		1,420,773
売上原価		
商品期首たな卸高	179,412	
当期商品仕入高	271,207	
合計	450,619	
商品他勘定振替高	6,401	
商品期末たな卸高	150,323	293,893
売上総利益		1,126,879
返品調整引当金戻入額		2,218
返品調整引当金繰入額		1,165
差引売上総利益		1,127,932
販売費及び一般管理費		1,388,990
営業利益		△261,057
営業外収益		
受取利息	215	
受取賠償金	606	
為替差益	388	
その他	231	1,440
営業外費用		
支払利息	1,217	
その他	41	1,258
経常利益		△260,875
特別利益		
固定資産売却益	107	
新株予約権戻入益	5,382	5,489
特別損失		
ゴルフ会員権評価損	1,232	
和解金	3,000	4,232
税引前当期純利益		△259,619
法人税、住民税及び事業税	2,667	
法人税等調整額	△1,927	739
当期純利益		△260,358

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 株主資本等変動計算書

（平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本						新株 予約権	純資産 合計
	資本金	利益剰余金			自己 株式	株主 資本 合計		
		利益 準備金	その他利 益剰余金	利益 剰余金 合計				
当 期 首 残 高	882,788	919	376,583	377,502	△28,628	1,231,663	26,399	1,258,063
事業年度中の変動額								
当 期 純 損 失			△260,358	△260,358		△260,358		△260,358
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							△5,382	△5,382
事業年度中の変動額合計	—	—	△260,358	△260,358	—	△260,358	△5,382	△265,740
当 期 末 残 高	882,788	919	116,224	117,144	△28,628	971,304	21,017	992,322

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

## 個別注記表

### 1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、2期連続で売上高が著しく減少し、かつ、当事業年度において261,057千円の営業損失を計上することとなりました。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当該状況を解消又は改善するため、以下の施策に取り組んでおります。

- ① 中期事業計画を策定し、翌事業年度以降は営業力の強化による売上の回復を目指しております。中期事業計画の主な内容は以下のとおりです。
  - a. 販売チャネルの増加やWEBマーケティング強化などによる新規顧客の拡大
  - b. 顧客ターゲット層を明確化し、広告宣伝戦略とのマッチング
  - c. カスタマーフレンド（販売担当者）の増加による再販売上の拡大
  - d. 紙媒体の宣伝の拡大やWEB売上割合増加による広告宣伝費の削減
- ② 企業価値及び株主利益の更なる向上を図ることを目的として、重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、株式会社ソフトエナジーホールディングスとの経営統合をいたします。しかしながら、当社を取り巻く環境は、市場がほぼ成熟しているなか、他業種からの新規参入や低価格化など、依然として厳しい状況が続いており、さらに、株式会社ソフトエナジーホールディングスは、リチウムイオン電池に係る充放電検査装置におけるエンジニアリング事業を主要な事業としており、今後大きな成長が期待できる分野ではありますが、海外企業との価格競争、新エネルギーの台頭による急激な受注減など経営環境が激変する可能性もあり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類及びその附属明細書に反映しておりません。

### 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品	移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
原材料及び貯蔵品	最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～18年
工具、器具及び備品	3～20年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とする定額法を採用しております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 返品調整引当金

事業年度末日後の返品による損失に備えるため、返品見込額に対する売上総利益相当額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

定期預金 100,112千円

② 担保に係る債務

長期借入金（一年内返済予定の長期借入金を含む） 100,112千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 105,249千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 商品他勘定振替高は販売費への振替高であります。

(2) 商品期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

9,391千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

発行済株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度末株式数
普通株式	469,866株	469,866株

(2) 自己株式の種類及び数

自己株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度末株式数
普通株式	10,083株	10,083株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(4) 当事業年度末日の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

発行決議の日	平成15年6月26日 (注) 1	平成16年6月23日 (注) 2	平成17年6月28日	平成18年6月23日
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	3,040株	310株	5,520株	1,400株

発行決議の日	平成19年6月27日
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	6,750株

(注) 1 平成15年6月26日開催のサイトデザイン株式会社の定時株主総会において、完全親会社となる当社がサイトデザイン株式会社の平成15年7月25日に発行の新株予約権に係る義務を承継することについて承認されております。

2 平成15年10月27日開催のサイトデザイン株式会社の臨時株主総会において、完全親会社となる当社がサイトデザイン株式会社の平成15年11月14日に発行の新株予約権に係る義務を承継することについて承認されております。

## 6. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### (繰延税金資産)

税務上の繰越欠損金	178,247千円
減価償却超過額	3,204千円
未払事業税	598千円
返品調整引当金繰入超過額	439千円
賞与引当金繰入超過額	5,617千円
棚卸資産評価損	4,263千円
地代家賃	10,744千円
資産除去債務	7,721千円
ゴルフ会員権評価損	436千円
その他	486千円
繰延税金資産小計	211,761千円
評価性引当額	△211,761千円
繰延税金資産合計	－千円

#### (繰延税金負債)

建物造作物（資産除去債務分）	△4,127千円
繰延税金負債合計	△4,127千円
繰延税金負債の純額	△4,127千円

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.4%
(調整)	
交際費	△0.4%
新株予約権戻入益	0.8%
均等割	△1.0%
評価性引当額の増加	△39.8%
その他	△0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△0.3%

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限る）において使用した法定実効税率は、前事業年度の40.4%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは37.8%、平成27年4月1日以降のものについては35.4%にそれぞれ変更されております。

なお、この変更による繰延税金負債の修正額は軽微であります。

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の内容

有形固定資産

車両運搬具であります。

(2) オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	49,312千円
1年超	74,743千円
合計	124,055千円

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売管理規程及び与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	840,678	840,678	—
(2) 売掛金	66,283	66,283	—
資産計	906,961	906,961	—
(1) 買掛金	15,317	15,317	—
(2) 未払金	66,209	66,209	—
(3) 長期借入金※	107,091	109,624	△2,533
負債計	188,618	191,151	△2,533

※1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

## 金融商品の時価算定方法

### 資産

#### (1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### 負債

#### (1) 買掛金、並びに(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,112円52銭
(2) 1株当たり当期純損失	566円26銭

## 10. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成24年5月11日開催の取締役会において、平成24年7月1日（予定）を効力発生日として、純粋持株会社へ移行するため、当社を分割会社とする会社分割（以下「本会社分割」という）を行い、当社の100%子会社である株式会社フェヴリナ販売（平成24年4月設立、平成24年7月1日付で株式会社フェヴリナに商号変更予定。以下「フェヴリナ販売」といい、当社と併せて「当社グループ」という）に当社の事業を承継させること及び平成24年10月1日（予定）を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、株式会社ソフトエナジーホールディングス（以下「SEH」といい、子会社と併せて「SEグループ」という）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といい、本会社分割と併せて「本経営統合」という）を実施することをそれぞれ決議し、平成24年5月11日にフェヴリナ販売との間で吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」という）を、SEHとの間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」という）を、それぞれ締結いたしました。

### (1) 本経営統合の目的

当社は、SEグループが当社グループに参画することで、「時代の潮流を見据えた事業展開」という創業時の発想に立ち戻り、化粧品及び健康食品等の通信販売業をコア事業としつつも、今後大きな成長が期待できる新しい充放電検査装置におけるエンジニアリング事業に参入し、国内で先行しているSEグループの事業戦略を加速化させることで、リチウムイオン電池市場において確固たる地位を築くことができること、SEグループの技術を活かした健康器具・美容器具を開発し、当社コールセンターによるリテール向け販売を実現し新規顧客層を開拓できること、また、SEグループとしては、化粧品及び健康食品等の通信販売業で事業展開を行い、事業の信用力、独自性及び組織力において市場から一定の評価を受けている当社グループに参画することにより、当社グループ



ブとの人材及びノウハウの共有化等のメリットを通じて、今後リチウムイオン電池に係る一般コンシューマー向けの商品を開発し販売していくにあたって、当社の実績あるアウトバウンド力によるコミュニケーション・セールス力が利用できること、また、迅速な事業の成長に向けた戦略への取組みやリチウムイオン電池以外の素材を活用した電池やスマートグリッド関連ビジネス等の新分野への進出も可能となることが見込まれることから、当社及びSHEは、本経営統合を行うことで両社にとって大きなシナジー効果が得られるとの認識で一致し、本経営統合を実施することを決定いたしました。

本経営統合の日程は以下に記載のとおりです。

平成24年5月11日 当社取締役会決議

平成24年5月11日 吸収分割契約の締結

平成24年5月11日 株式交換契約の締結

平成24年6月29日 当社定時株主総会

平成24年7月1日（予定） 本会社分割の効力発生日、商号変更

平成24年10月1日（予定） 本株式交換の効力発生日

## （2）本会社分割に関する事項

### ①会社分割の形態

当社を分割会社とし、フェヴリナ販売を承継会社とする吸収分割です。

### ②本会社分割に係る割当ての内容

承継会社であるフェヴリナ販売は、普通株式1,000株を発行し、その全てを当社に割当て交付します。

### ③分割する事業内容

当社が営む一切の事業（但し、株式を保有する会社の事業活動に対する支配・管理及びグループ運営に関する事業を除く）

## （3）本株式交換に関する事項

### ①本株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 (株式会社完全親会社)	S E H (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当ての内容	1	84.092

#### （注1）本株式交換に係る株式の割当比率

S E Hの普通株式1株に対して当社の普通株式84.092株を割当交付します。なお、上記株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議のうえ、変更することがあります。

#### （注2）本株式交換により発行する新株式数等

普通株式111,001株の新株式を発行し（予定）、本株式交換では、当社の自己株式の交付は行わない予定です。

(注3) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条の規定に従い、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は切捨てるものとします。）に相当する数の株式の売却代金をその端数に応じて当該株主に交付します。

②交換比率の算定方法

当社は、株式交換比率の算定にあたってその公正性を確保するため、独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼しました。その算定結果を参考に、両社の財務及び事業の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換における株式交換比率を決定いたしました。

③SEグループの概要（平成23年9月期）

商号	株式会社ソフトエナジーホールディングス
本店の所在地	福岡県北九州市小倉北区浅野3-8-1
代表の氏名	代表取締役 角 英信
事業内容	持株会社の運営
従業員数	9名
資本金の額	15百万円
純資産の額（連結）	64百万円
総資産の額（連結）	282百万円
売上高（連結）	933百万円
当期純利益（連結）	25百万円

商号	株式会社ソフトエナジーコントロールズ
本店の所在地	東京都中央区日本橋3-13-6
代表の氏名	代表取締役 角 英信
事業内容	充放電検査装置の開発、製造、販売
従業員数	20名
資本金の額	305百万円
大株主及び持株比率	株式会社ソフトエナジーホールディングス 100%

商号	株式会社エコロニューム
本店の所在地	福島県南会津郡南会津町糸沢字森前456
代表の氏名	代表取締役 阿久津 隆広
事業内容	電源基盤の実装
従業員数	38名
資本金の額	10百万円
大株主及び持株比率	株式会社ソフトエナジーホールディングス 100%

#### (4) 資金貸付に関する事項

SEグループに係る当面の運転資金確保のため、平成24年5月11日に開催された当社取締役会において、SEHと「金銭消費貸借契約」を締結することを決議いたしました。

当社とSEHとが締結した「金銭消費貸借契約」の概要は以下のとおりです。

1. 貸付金総額 140百万円
2. 貸付日 平成24年5月18日
3. 弁済期限 平成24年8月31日
4. 利息 元金に対して年2%の割合

#### 11. その他の注記

- (1) 当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。
- (2) 当事業年度から、改正後の会社計算規則（平成23年11月16日 法務省令第33号）に基づいて、計算書類を作成しております。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成24年5月15日

株式会社フェヴリナ  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 柴田 良智 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 中野 宏治 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フェヴリナの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は2期連続で売上高が著しく減少し、かつ、当事業年度において261,057千円の営業損失を計上している状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類及びその附属明細書には反映されていない。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成24年5月11日に株式会社フェヴリナ販売との間で吸収分割契約を、株式会社ソフトエナジーホールディングスとの間で株式交換契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年 5月18日

株式会社フェヴリナ	監査役会				
常勤監査役(社外)	緒	方	芳	伸	㊞
社外監査役	洲	崎	智	広	㊞
社外監査役	鬼	塚		恒	㊞

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 株式交換契約承認の件

### 1. 株式交換を行う理由

当社は、コア事業である化粧品及び健康食品等の通信販売業を中心に事業を展開してきましたが、昨今の厳しい経済環境に加え、参入障壁の低下による競争の激化、商品の低価格化・類似化及び消費者の情報取得媒体の変化という通信販売の業界全体が置かれている情勢の変化に対応するためには、単一事業のみの展開では事業継続に高いリスクが伴うものであるとの危機認識を持つに至りました。

当社は、このような危機意識の下に、昨年より、競争が激化し既存の市場のパイを奪っている状況下にある化粧品及び健康食品等の通信販売業の枠にとらわれることなく、イノベーションを通じた需要創造を行う新しい成長戦略を策定することが、結果的には足元の財務基盤の強化につながるものと考え、魅力的な成長シナリオの策定に鋭意努めてまいりました。

当社としては、株式会社ソフトエナジーホールディングス（以下「SEH」という）及びその子会社（SEHと併せて以下「SEグループ」という）が当社及び当社の100%子会社である株式会社フェヴリナ販売（以下「フェヴリナ販売」という）からなる当社グループ（当社及びフェヴリナ販売を併せて以下「当社グループ」という）に参画することで、「時代の潮流を見据えた事業展開」という創業時の発想に立ち戻り、化粧品及び健康食品等の通信販売業をコア事業としつつも、今後大きな成長が期待できる新しい充放電検査装置におけるエンジニアリング事業に参入し、国内で先行しているSEグループの事業戦略を加速化させることで、リチウムイオン電池市場において確固たる地位を築くことができること、SEグループの技術を活かした健康器具・美容器具を開発し、当社コールセンターによるリテール向け販売を実現し新規顧客層を開拓できること、また、SEグループとしては、化粧品及び健康食品等の通信販売業で事業展開を行い、事業の信用力、独自性及び組織力において市場から一定の評価を受けている当社グループに参画することにより、当社グループとの人材及びノウハウの共有化等のメリットを通じて、今後リチウムイオン電池に係る一般コンシューマー向けの商品を開発し販売していくにあたって、当社の実績あるアウトバウンド力によるコミュニケーション・セールス力が利用できること、また、迅速な事業の成長に向けた戦略への取組みやリチウムイオン電池以外の素材を活用した電池やスマートグ



リッド関連ビジネス等の新分野への進出も可能となることを見込まれることから、当社及びS E Hは、昨年より、両社の経営統合に向けた協議を行ってまいりました。

その結果、当社及びS E Hは、互いに化粧品及び健康食品等の通信販売業とリチウムイオン電池に係る充放電検査装置におけるエンジニアリング事業という異なる得意分野を持ち、事業継続に伴うリスクを分散しつつ、各事業の補完関係が成立する両社が経営統合を行うことで両社にとって大きなシナジー効果が得られるとの認識で一致し、当社を株式交換完全親会社、S E Hを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といい、第2号議案に係る本会社分割と併せて以下「本経営統合」という）により両社は経営統合を行うことを合意いたしました。

当社及びS E Hは、平成24年5月11日開催のそれぞれの取締役会において、平成24年10月1日を効力発生日として、本株式交換を行うことを決議し、両社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」という）を締結いたしました。

つきましては、本議案において、本株式交換契約について株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、本株式交換は、本議案の承認及び第2号議案「吸収分割契約承認の件」に係る本会社分割の効力が生じることを条件といたします。

## 2. 株式交換契約の内容の概要

本株式交換契約の内容の概要は以下のとおりであります。

### 株式交換契約書（写）

株式会社フェヴリナ(以下「甲」という。)及び株式会社ソフトエナジーホールディングス(以下「乙」という。)は、以下のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

#### 第1条(株式交換)

甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本件株式交換」という。)を行い、甲は、乙の発行済株式の全てを取得する。

#### 第2条(株式交換当事者)

本件株式交換をなす当事者は、以下のとおりである。

##### (1) 甲(株式交換完全親会社)

商号：株式会社フェヴリナ(平成24年7月1日付で「株式会社フェヴリナホールディングス」に商号変更予定。)

住所：福岡市中央区薬院一丁目1番1号

##### (2) 乙(株式交換完全子会社)

商号：株式会社ソフトエナジーホールディングス

住所：北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号AIMビル7F

#### 第3条(本件株式交換に際して交付する株式等)

1. 甲は、本件株式交換に際して、本件株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)における乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭等として、その有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式84,092株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
2. 前項の規定に従い乙の各株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条の規定に従い、金銭が交付されるものとする。

#### 第4条(甲の資本金及び準備金の額)

本件株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金の額 0円

(2) 資本準備金の額 会社計算規則第39条第1項に定める株主資本等変動額

(3) 利益準備金の額 0円

#### 第5条(効力発生日)

本件株式交換の効力発生日(以下「効力発生日」という。)は、平成24年10月1日とする。なお、本件株式交換は、甲と株式会社フェヴリナ販売との間の平成24年5月11日付吸収分割契約に基づく甲を分割会社、株式会社フェヴリナ販売を承継会社とする吸収分割の効力が発生していることを条件として、その効力を生じるものとする。但し、甲及び乙は、会社法第790条の規定に従い、甲及び乙の書面による合意により、効力発生日を変更することができる。

#### 第6条(株主総会)

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、本契約について各々の株主総会の承認を得るものとする。

#### 第7条(条件変更及び解除)

甲及び乙は、効力発生日までの間において、甲若しくは乙の財産状態、資産若しくは負債、又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本件株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙の書面による合意により本契約を変更又は解除することができる。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年5月11日

甲：福岡市中央区薬院一丁目1番1号

株式会社フェヴリナ

代表取締役 神代 亜紀

乙：北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号AIMビル7F

株式会社ソフトエナジーホールディングス

代表取締役 角 英信

3. 会社法施行規則第193条各号（第5号及び第6号を除く。）に掲げる事項の内容の概要

(1) 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め  
の相当性に関する事項

ア. 本株式交換に際して交付する株式の数及びその割当の相当性に関する事項

①本株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	SEH (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当の内容	1	84.092
株式交換により交付する株式数	普通株式 111,001 株	

(注1) 本株式交換に係る株式の割当比率

SEHの普通株式1株に対して当社の普通株式84.092株を割当て交付します。なお、上記株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議のうえ、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により発行する新株式数等

普通株式111,001株（予定）（本株式交換にあたり、当社の自己株式の交付は行わない予定です。）

(注3) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条の規定に従い、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は切捨てるものとします。）に相当する数の株式の売却代金をその端数に応じて当該株主に交付します。

②本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(i) 算定の基礎

当社は、本株式交換の株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、当社及びSEHから独立した第三者評価機関として矢加部公認会計士事務所を選定し、株式交換比率の算定を依頼いたしました。

当社は、平成24年5月11日開催の取締役会に先立ち、矢加部公認会計士事務所より以下の算定結果を内容とする報告書を受領しております。

矢加部公認会計士事務所は、当社については金融商品取引所（株式会社東京証券取引所マザーズ（以下「東証マザーズ」という））に上場していることから、その市場価格が最も合理性のある株価であると判断し、当社の株式価値を市場株価方式により算定したとのことであり、上場会社の株価については、ある一定期間の株価の平均値等を考慮して株式評価額を決

定するケースが多いことを踏まえ、平成24年4月13日を基準日として、その前3ヵ月平均の終値の平均を当社の株価評価としたとのことです。また、矢加部公認会計士事務所は、一般的な算定方式の一つであるディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」という）は、当社の主要事業である化粧品及び健康食品等の通信販売事業の市場においては、異業種等の参入や市場そのものの成長鈍化等の理由により、将来のキャッシュ・フローの予想を行うことが困難であり、算定結果の客観性を担保できないという理由から採用していないとのことです。

他方、矢加部公認会計士事務所は、SEHについては、非上場会社であり市場株価が存在しないため、一般的な算定方法として、SEHと類似の事業を営む上場会社が複数存在することに鑑み類似会社比較法による算定を行うとともに、将来の事業活動の状況を評価に適正に反映するためにDCF法による算定を行い、さらに類似会社比較法及びDCF法を組み合わせ加重平均する併用方式による算定も行ったとのことです。

なお、DCF法による算定の基礎としてSEHが矢加部公認会計士事務所に提出したSEHの事業計画には平成25年9月期以降、大幅な増益を見込んでいる事業年度があります。これは、足下は、国内では東日本大震災の影響によりSEグループの顧客である電池メーカーによる設備投資の遅れ、また、海外では、特に、中国政府による中国電池メーカーから海外メーカーへの一時発注延期の政策による影響があるものの、その後は、震災後の設備投資の復活や中国政府による中国国内の電池メーカーからの発注再開の政策により、SEグループの主要製品である充放電検査装置の販売が大幅に拡大することを要因としております。

評価手法		株式交換比率の 評価レンジ
当社	SEH	
市場株価平均法	類似会社比較法	1 : 74.8~91.4
	DCF法	1 : 178.0~218.1
	併用方式	1 : 74.8~218.1

なお、当社は矢加部公認会計士事務所からフェアネス・オピニオンを取得しておりません。

## (ii) 算定の経緯

当社は、矢加部公認会計士事務所から報告を受けた上記算定結果を参考に、当社及びS E Hの株主価値評価を慎重に検討いたしました。

当社は、金融商品取引所（東証マザーズ）に上場していることから、その市場価格が最も合理性のある株価であると判断しております。

一方、S Eグループについては、設立以降、経常利益は黒字であり赤字体質ではないこと、また、リチウムイオン電池市場の成長は著しく、今後とも更なる拡大が見込まれることから、S Eグループの主要事業であるリチウムイオン電池に係る充放電検査装置のエンジニアリング事業の成長性を重視しております。その上で、国内の上場会社の中には、二次電池製造工程の装置メーカー等の類似上場会社が数社存在し、S Eグループの事業と比較対象となりうること、また、S Eグループの事業の成長性やその市場の成長性、S E Hから提出された事業計画には妥当性があると判断いたしまして、類似会社比較法とDCF法の併用方式が、最もS E Hの企業価値を正しく反映していると判断いたしました。

当社は、上記算定結果を参考に、当社及びS Eグループの財務及び事業の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、S Eグループと交渉を行った結果、両社は、本経営統合により、S Eグループのリチウムイオン電池技術を生かした新しい健康・美容器具の開発及び販売、S Eグループの中国及び韓国市場のネットワークを生かした当社商品の海外展開等の事業シナジーにより、それぞれの企業価値を増大できるという判断に至りました。その上で、当社は、S E Hの企業価値が類似会社比較法とDCF法の併用方式である評価レンジに入ることを前提に、S E Hと慎重に交渉・協議を重ねた結果、前記3.（1）①の株式交換比率（1：84.092）は妥当であるとの判断に至ったため、平成24年5月11日開催の当社の取締役会決議に基づき、S E Hとの間で本株式交換に係る株式交換契約を締結いたしました。

## (iii) 算定機関との関係

当社の算定機関である矢加部公認会計士事務所は、当社及びS Eグループの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

イ. 本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は次のとおりであります。

資本金の額	0円
資本準備金の額	会社計算規則第39条第1項に定める株主資本等変動額
利益準備金の額	0円

上記の資本金及び準備金の額は、会社法及び会社計算規則に即しており、本株式交換後における当社の資本政策等に鑑みても相当であると判断しております。

(2) 株式交換当事会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

①当社

当社は、平成24年5月11日付で、フェヴリナ販売との間で、平成24年7月1日を効力発生日、当社を分割会社、フェヴリナ販売を承継会社とする吸収分割契約を締結いたしました。

また、当社は、平成24年7月1日付で、株式会社フェヴリナから株式会社フェヴリナホールディングスへ商号を変更する予定です。

②株式会社ソフトエナジーホールディングス

SEHは、SEグループに係る当面の運転資金確保のため、当社との間で、平成24年5月11日付で以下の内容の「金銭消費貸借契約」を締結いたしました。

ア 貸付金総額	140百万円
イ 貸付日	平成24年5月18日
ウ 弁済期限	平成24年8月31日
エ 利息	元金に対して年2%の割合

(3) 株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等

下記の計算書類等は、公認会計士または監査法人による監査を受けておりません。

**事業報告**

(平成22年10月1日から  
平成23年9月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

昨今リチウムイオン電池の市場予測データは、様々なものが出ておりますが、データが更新される度にその市場規模は拡大し続けています。従来のリチウムイオン電池の用途として主力であった、パソコン・携帯電話といった民生用の需要は今後も続きますが、それに加え車載用や産業用といった新たな需要の上積みが期待されます。特に車載用リチウムイオン電池は、2010年から一部自動車メーカーより発売された電気自動車（EV）を皮切りに、採用が始まったばかりのまだ新しく、さらに今後の成長が期待される分野です。

その中で当社グループは、リチウムイオン電池の製造工程のなかでも最も重要な検査工程とよばれる充放電検査装置の開発、製造及びエンジニアリングを行っております。顧客のニーズに合わせた開発を最重点テーマとしてきた結果、その高い技術力と低コスト化、それと国内外における業界ネットワークを活用して、特に中国・韓国において顧客から優先的に取引業者としての指定を受ける等、独自の販売ルートを確保することにより業績を伸ばして参りました。

なお、前事業年度は第1期目にあたり、事業持株会社としてのグループ体制構築のため、全ての受注を当社で行って行っておりましたが、当期より本来の体制である純粋持株会社としての運営を進めるため、本事業による受注は、子会社である株式会社ソフトエナジーコントロールズに移行しております。

その結果、当事業年度の業績は、売上高299,535千円、営業利益40,160千円、経常利益38,339千円、当期純利益22,064千円となりました。



## (2) 設備投資の状況

当事業年度において子会社であります株式会社ソフトエナジーコントロールズが実施しました設備投資の総額は、11,151千円であり、その主要内容は校正機及びテスト機の購入6,621千円、製造部品金型の購入4,530千円であります。

## (3) 資金調達の状況

当事業年度において子会社であります株式会社ソフトエナジーコントロールズが研究開発費及び人員補充資金に充当するため、借入を行った結果、前事業年度末に比べて50,000千円増加しております。

## (4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

項 目	第1期	第2期
	平成22年9月期	平成23年9月期
売上高 (千円)	477,355	299,535
経常利益 (千円)	25,012	38,339
当期純利益 (千円)	16,075	22,064
1株当たり当期純利益 (円)	32,150.82	20,058.40
総資産 (千円)	492,694	319,725
純資産 (千円)	21,075	53,140

(注) 当社は、平成21年11月4日に設立されたため、平成22年9月期は10ヵ月26日の変則決算となっております。

## (5) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社との関係

当該事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	重要な事業内容
株式会社ソフトエナジーコントロールズ	305,000千円	100%	充放電検査装置の開発、製造、販売
株式会社エコロニューム	10,000千円	100%	電源基盤の実装

## (6) 対処すべき課題

リチウムイオン電池、特に大型電池に係る充放電検査装置におけるエンジニアリング事業は、技術力ではまだ日本が優位に立っており、今後大きな成長が期待できる分野ではありますが、海外メーカーの技術力の向上や価格競争による急激な受注減など経営環境が激変する可能性もあります。しかし、まだ始まったばかりの大型二次電池市場での早急なシェア確保のために、新たな開発を継続するとともに、さらなるコストダウンを進める計画です。そのために部品データベースの構築を図り、グループ全体での効率的な購買方式の実現に向け取り組んで参ります。また、営業力強化の一環として、エンジニア営業の育成及び充放電検査装置にかかる開発中の全基本システムリリースのための開発要員の育成等、人材育成にも積極的に取り組んで参ります。

さらに、単一事業で主力製品への依存度が高いため、充放電技術を活用したスマートグリッド関連事業に取り組んで参ります。

## (7) 主要な事業内容

持株会社の運営

## (8) 主要な事業所

本社（本店） 北九州市小倉北区浅野3-8-1

(9) 使用人の状況 (平成23年9月30日)

従業員数	前年事業年度末比増減
9名	△5名

- (注) 1. 使用者数には、パート及び嘱託職員は含んでおりません。  
2. 人員数の減少は、当期より純粋持株会社体制へ移行したことによるものです。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 5,000株  
(2) 発行済株式の総数 1,100株  
(3) 株主数 1名  
(4) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
佐藤 裕之	1,100株	100%

3. 会社役員に関する事項

取締役及び監査役の状況

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	角 英信	(株)ソフトエナジーコントロールズ 代表取締役

## 貸借対照表

(平成23年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
流動資産	4,894	流動負債	24,703
現金及び預金	1,632	未払金	22,146
前払費用	584	預り金	1,255
立替金	397	未払法人税等	168
仮払金	153	賞与引当金	1,132
未収入金	634	固定負債	241,882
未収法人税等	1,184	長期借入金	241,882
繰延税金資産	306		
固定資産	314,831		
有形固定資産	977	負 債 合 計	266,585
建物附属設備	961	( 純 資 産 の 部 )	
工具器具備品	1,099	株主資本	53,140
減価償却累計額	△1,083	資本金	15,000
投資その他の資産	313,854	利益剰余金	38,139
関係会社株式	310,000	その他利益剰余金	38,139
敷金	978	繰延利益剰余金	38,139
差入保証金	50		
繰延税金資産	2,824	純 資 産 合 計	53,140
資 産 合 計	319,725	負 債 ・ 純 資 産 合 計	319,725

# 損 益 計 算 書

（平成22年10月1日から  
平成23年9月30日まで）

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		299,535
売上原価		
期首棚卸高	103,881	
合計	103,881	103,881
売上総利益		195,654
販売費及び一般管理費		155,494
営業利益		40,160
営業外収益		
受取利息	642	
雑収入	2,321	2,963
営業外費用		
支払利息	4,784	4,784
経常利益		38,339
特別利益		
貸倒引当金戻入	210	
賞与引当金戻入	262	472
税引前当期純利益		38,810
法人税、住民税及び事業税	9,479	
法人税等調整額	7,267	16,746
当期純利益		22,064

## 株主資本等変動計算書

（平成22年10月1日から  
平成23年9月30日まで）

(単位：千円)

	株 主 資 本				純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	
		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
	繰越利益 剰余金				
前 期 末 残 高	5,000	16,075	16,075	21,075	21,075
事業年度中の変動額					
新 株 の 発 行	10,000			10,000	10,000
当 期 純 利 益		22,064	22,064	22,064	22,064
事業年度中の変動額合計	10,000	22,064	22,064	32,064	32,064
当 期 末 残 高	15,000	38,139	38,139	53,140	53,140

## 個 別 注 記 表

（平成22年10月1日から  
平成23年9月30日まで）

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券の評価基準及び評価方法

###### a. 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

###### b. 時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ②棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法を採用しています。

#### (2) 固定資産の減価償却方法

##### ①有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く。）

は定額法）を採用しています。

##### ②無形固定資産

定額法を採用しています。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定による法定繰入率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しています。

##### ②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準は、工事完成基準によっています。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

②消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

③研究開発費に係る会計処理

研究開発費は、すべて発生時に費用として処理しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権 634千円

(2) 関係会社に対する金銭債務 234,046千円

(3) 取締役等に対する金銭債務 2,000千円

3. 損益計算書に関する注記

研究開発費の総額

一般管理費及び当期製造原価に含まれる研究開発費 860千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当該事業年度の末日における発行済株式の数 1,100株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因の主な内訳

賞与引当金損金算入限度超過額 472千円

減価償却損金算入限度超過額 2,824千円

繰延税金資産合計 3,296千円

未収事業税 165千円

繰延税金負債合計 165千円

6. 一株当たり情報に関する注記

(1) 一株当たり純資産額 10,003円70銭

(2) 一株当たり当期純利益 20,058円40銭



(ご参考)

## 連結貸借対照表

(平成23年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
流動資産	248,899	流動負債	154,491
現金及び預金	63,859	仕入債務	46,586
売上債権	60,451	短期借入金	30,000
棚卸資産	113,929	未払金	22,901
その他	10,660	その他	55,004
固定資産	34,056	固定負債	64,264
有形固定資産	21,071	長期借入金	64,264
その他	12,985	負 債 合 計	218,755
		(純資産の部)	
		株主資本	64,200
		純 資 産 合 計	64,200
資 産 合 計	282,955	負債・純資産合計	282,955

(ご参考)

## 連結損益計算書

(平成22年10月1日から  
平成23年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		933,212
売上原価		
当期製品製造原価	680,332	
合計	680,332	680,332
売上総利益		252,880
販売費及び一般管理費		231,614
営業利益		21,266
営業外収益		
受取利息	75	
雑収入	2,065	2,140
営業外費用		
支払利息及び手形売却損	1,685	
創立費償却	1,986	3,671
経常利益		19,735
特別利益		
補助金収入	25,200	
引当金戻入額	472	25,672
税金等調整前当期純利益		45,406
法人税等		19,418
当期純利益		25,988

## 第2号議案 吸収分割契約承認の件

### 1. 吸収分割を行う理由

当社は、事業の多様化及び新規分野への積極的な事業展開を目指して、S Eグループとの経営統合を実施することといたしました。当社及びS Eグループが個別に有する契約及び許認可等の権利義務関係を維持するとともに、これまで各グループが行ってきた人事及び組織体制に急激な変化を与えないという前提の下、当社がおかれている厳しい経営環境に鑑み、本経営統合後の当社グループにおいて、戦略及び目標を明確に定め、これを実現するためには、分業の仕組みを構築し、責任体制の明確化を図るとともに、的確な経営判断及び機動的な意思決定を可能とするグループ経営管理体制を構築するためには、持株会社化を中心とした組織再編が必要であり、また、その純粹持株会社体制への移行が、当社グループの企業価値及び株主価値の向上のため最も適切との判断に至りました。

その結果、当社は、当社の100%子会社であるフェヴリナ販売との間で、平成24年7月1日を効力発生日として、当社が営む一切の事業（但し、株式を保有する会社の事業活動に対する支配・管理及びグループ運営に関する事業を除く）をフェヴリナ販売に承継させるための吸収分割（以下「本会社分割」という）を行うことに合意し、本吸収分割契約を締結いたしました。

つきましては、本議案において、本吸収分割契約について、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

### 2. 吸収分割契約の内容の概要

本会社分割に係る分割契約の内容の概要は以下のとおりであります。

#### 吸収分割契約書（写）

株式会社フェヴリナ（以下「甲」という。）及び株式会社フェヴリナ販売（以下「乙」という。）は、甲がその事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（吸収分割）

甲は、本件分割により、甲の営む一切の事業（但し、株式を保有する会社の事業活動に対する支配・管理及びグループ運営に関する事業を除く。）（以下「本件事業」という。）に関する第3条第1項記載の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

## 第2条(分割当事者)

本件分割をなす当事者は、以下のとおりである。

### (1) 甲(吸収分割会社)

商号：株式会社フェヴリナ

住所：福岡市中央区薬院一丁目1番1号

### (2) 乙(吸収分割承継会社)

商号：株式会社フェヴリナ販売

住所：福岡市中央区薬院一丁目1番1号

## 第3条(承継する権利義務)

1. 本件分割に際し、乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務(以下「承継権利義務」という。)は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。
2. 本件分割による甲から乙への債務の承継は、免責的債務引受けの方法による。会社法第759条第2項その他の法律の定めにより甲と乙の連帯債務となった債務が存在する場合の当該債務については、乙がこれを全額負担する。

## 第4条(本件分割に際して交付する金銭等)

乙は、本件分割に際して、承継権利義務の対価として、乙の普通株式1,000株を甲に対して交付する。

## 第5条(乙の資本金及び準備金の額)

本件分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金の額 99,500,000円

(2) 資本準備金の額 会社計算規則第37条に定める株主資本等変動額から前号の金額を減じて得た額

(3) 利益準備金の額 0円

## 第6条(効力発生日)

本件分割の効力発生日(以下「効力発生日」という。)は、平成24年7月1日とする。但し、甲及び乙は、会社法第790条の規定に従い、甲及び乙の書面による合意により、効力発生日を変更することができる。

## 第7条(株主総会)

1. 甲は、効力発生日の前日までに、本契約及び本件分割に関連する事項について甲の株主総会の承認を得るものとする。
2. 乙は、会社法第796条第1項の規定に基づき、株主総会の承認を得ることなく本件分割を行うものとする。

#### 第8条(商号変更)

本件分割の効力発生を条件として、効力発生日をもって、甲は株式会社フェヴリナホールディングスに、乙は株式会社フェヴリナに、それぞれ商号変更をする。

#### 第9条(競業禁止義務)

甲は、効力発生日後においても、本件事業に関し、会社法第21条に基づく競業禁止義務を負わないものとする。

#### 第10条(条件変更及び解除)

甲及び乙は、効力発生日までの間において、甲若しくは乙の財産状態、資産若しくは負債、又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙の書面による合意により本契約を変更又は解除することができる。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。  
平成24年5月11日

甲：福岡市中央区薬院一丁目1番1号  
株式会社フェヴリナ  
代表取締役 神代 亜紀

乙：福岡市中央区薬院一丁目1番1号  
株式会社フェヴリナ販売  
代表取締役 神代 亜紀

(別紙)

承継権利義務明細表 (写)

乙は、本件分割により、効力発生日の直前時(以下「基準時」という。)における、甲の本件事業に属する以下に記載する資産、債務、雇用契約その他の権利義務を、甲から承継する。

(1) 承継する資産

甲が基準時において本件事業に関して保有する一切の流動資産及び固定資産。但し、下記に列挙する資産を除くものとする。

- ①株式会社みずほ銀行麴町支店に開設した全ての普通預金口座における預金の全て
- ②株式会社三菱東京UFJ銀行銀座通支店に開設した全ての普通預金口座における預金の全て
- ③株式会社商工組合中央金庫福岡支店に開設した全ての普通預金口座及び定期預金口座における預金の全て
- ④ゴルフ会員権の全て

(2) 承継する負債及び債務

甲が基準時において本件事業に関して保有する一切の負債及び債務。但し、下記に列挙する負債を除くものとする。

- ①株式会社商工組合中央金庫福岡支店から融資を受けた借入金の全て

(3) 承継する契約上の地位(雇用契約を除く。)

甲が本件事業に関して締結し且つ基準時において有効である全ての契約並びにこれらの契約上の甲の地位及びこれらの契約に基づき発生した甲の権利義務の全て。但し、上記(1)により除外される資産に係る契約並びに契約上の甲の地位及びかかる契約に基づき発生した甲の権利義務を除く。

(4) 承継する雇用契約等

基準時において、本件事業に主として従事する甲の従業員との間の一切の雇用契約並びにこれらの契約上の甲の地位及びこれらの契約に基づき発生した甲の権利義務の全て。

3. 会社法施行規則第183条各号（第2号、第6号及び第7号を除く。）に掲げる事項の内容の概要

(1) 吸収分割承継会社が吸収分割会社に交付する株式の数並びに吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

①吸収分割承継会社が交付する株式の数に関する事項

フェヴリナ販売は、本会社分割に際して新たに普通株式1,000株発行し、その全てを吸収分割会社である当社に割当て交付いたします。フェヴリナ販売は当社の100%子会社であり、本会社分割に際してフェヴリナ販売が新たに発行する株式の全部を当社に交付するため、フェヴリナ販売が発行する株式数については、両社で協議の上決定しており、相当であると判断しております。

②吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額に関する事項

フェヴリナ販売が本会社分割に際して増加させる資本金及び準備金の額は次のとおりであり、本会社分割後におけるフェヴリナ販売の事業内容及び当社から承継する権利義務等に照らして、相当な額であると判断しております。

ア 資本金の額 99,500,000円

イ 資本準備金の額 会社計算規則第37条に定める株主資本等変動額から前号の金額を減じて得た額

ウ 利益準備金の額 0円

(2) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表

(平成24年4月26日現在、単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産		負債合計	—
現金及び預金	500	純資産の部	
固定資産	—	資本金	500
資産合計	500	負債及び純資産合計	500

- (3) 吸収分割当事会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

①当社

当社は、平成24年5月11日付で、SEHとの間で、平成24年10月1日を効力発生日、当社を株式交換完全親会社、SEHを株式交換完全子会社とする株式交換契約を締結しました。

また、当社は、平成24年7月1日付で、株式会社フェヴリナから株式会社フェヴリナホールディングスへ商号を変更する予定です。

②株式会社フェヴリナ販売

フェヴリナ販売は、平成24年7月1日付で、株式会社フェヴリナ販売から株式会社フェヴリナへ商号を変更する予定です。



### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

(1) 当社は、第1号議案「株式交換契約承認の件」及び第2号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、平成24年7月1日(予定)をもって、これまでの事業会社から持株会社に移行することに伴い、商号を変更するとともに、当社の事業目的を変更するものであります。さらに、当社が純粋持株会社に移行するにあたり、持株会社として子会社等への事業資金の貸付を継続的に行うために、当社の事業目的に貸金業を追加いたします。また、当社グループの経営管理等において効率的な業務執行を図るため、当社グループの事業年度を統一するものであります。

(2) その他、上記変更に伴う条数の変更等を行うものであります。

つきましては、本議案について、株主の皆様のご承認を頂きたいとお願いするものであります。

なお、本議案に係る定款変更は、第1号議案「株式交換契約承認の件」及び第2号議案「吸収分割契約承認の件」がそれぞれ可決承認され、第2号議案に係る本会社分割の効力が発生することを条件として、平成24年7月1日に効力が発生いたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(変更箇所は下線部で表示)

現行定款	変更案
(商号) 第1条 当社は、 <u>株式会社フェヴリナ</u> と称し、英文では、 <u>Favorina Co.,Ltd.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>株式会社フェヴリナホールディングス</u> と称し、英文では、 <u>Favorina Holdings Co.,Ltd.</u> と表示する。
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) <u>当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を行う外国会社の株式又は持分を取得、所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</u>	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) <u>次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を行う外国会社の株式又は持分を取得、所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理する事業</u>

現行定款	変更案
<p>①～⑳ (条文を省略)</p> <p>㉒ 食品、化粧品、医薬部外品の販売及び輸出</p> <p>㉓～㉗ (条文を省略)</p> <p>㉘～㉞ (新設)</p> <p>(2) <u>コンピューターソフトウェアの受託設計、開発及び販売</u></p> <p>(3) <u>インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用及び保守</u></p> <p><u>(4)～(34) (条文を省略)</u></p> <p>第3条～第8条 (条文を省略)</p>	<p>①～㉑ (現行通り)</p> <p>㉒ 食品、健康食品、化粧品及び医薬部外品の製造、販売及び輸出入</p> <p>㉓～㉗ (現行通り)</p> <p>㉘ <u>美容器具・美容雑貨品の製造、販売及び輸出入</u></p> <p>㉙ <u>海外及び国内の物流の情報収集と販売に関するコンサルティング業</u></p> <p>㉚ <u>健康食品・化粧品・医薬部外品・美容器具・美容雑貨品の製造・物流・小売りに関するコンサルティング業</u></p> <p>㉛ <u>特許権、商標権、実用新案権、意匠権及び著作権の取得、貸与並びに売買</u></p> <p>㉜ <u>制御機器、電源機器、通信機器及びそれらの装置の設計、製造</u></p> <p>㉝ <u>機器設備のエンジニアリング、設計、施工及び整備</u></p> <p>㉞ <u>電子機器、検査測定機器、設備診断機器及びシステムのエンジニアリング、設計、施工、製造及び整備</u></p> <p>㉟ <u>一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業</u></p> <p>㊱ <u>前①乃至㉞に掲げる事業に付随・関連する一切の事業</u></p> <p>(2) <u>貸金業</u></p> <p>(3) <u>前各号に付随・関連する一切の事業</u></p> <p><u>(4)～(34) (削除)</u></p> <p>第3条～第8条 (現行通り)</p>

現行定款	変更案
<p>(招集)</p> <p>第9条 当会社の定時株主総会は、毎年<u>6月</u>に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第10条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p> <p>第11条～第33条 (条文を省略)</p> <p>(事業年度)</p> <p>第34条 当会社の事業年度は、毎年<u>4月1日</u>から翌年<u>3月31日</u>までの1年とする。</p> <p>第35条 (条文を省略)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第36条 当会社の期末配当の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p> <p>2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年<u>9月30日</u>とする。</p> <p>3. (条文を省略)</p> <p>第37条 (条文を省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(招集)</p> <p>第9条 当会社の定時株主総会は、毎年<u>12月</u>に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第10条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>9月30日</u>とする。</p> <p>第11条～第33条 (現行通り)</p> <p>(事業年度)</p> <p>第34条 当会社の事業年度は、毎年<u>10月1日</u>から翌年<u>9月30日</u>までの1年とする。</p> <p>第35条 (現行通り)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第36条 当会社の期末配当の基準日は、毎年<u>9月30日</u>とする。</p> <p>2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p> <p>3. (現行通り)</p> <p>第37条 (現行通り)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1条</u> <u>第34条の規定にかかわらず、第10期事業年度は、平成24年4月1日から平成24年9月30日までの6ヶ月とする。</u></p> <p><u>第2条</u> <u>附則は、第10期事業年度経過後、これを削除する。</u></p>

#### 第4号議案 取締役5名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役3名全員は任期満了となります。また、代表取締役遠藤英樹は平成23年10月31日付で辞任いたしました。つきましては、経営体制強化のため取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、角英信氏及び小田法彦氏の取締役への就任は、第1号議案「株式交換契約承認の件」に係る本株式交換の効力発生の時とし、本株式交換の効力が発生することを条件としております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	まつ うら まさ ひで 松 浦 正 英 (昭和46年10月3日)	平成5年4月 ㈱フラワーゲート入社 平成9年1月 ㈱オーキッドヒルズ設立 代表取締役 平成16年10月 ㈱オーキッドスタイル設立 代表取締役(現任) 平成19年6月 当社代表取締役 平成20年8月 当社取締役(現任)	325株
2	な ざき とも ひろ 洲 崎 智 広 (昭和45年8月3日)	平成12年3月 ㈱ストックリサーチ設立 代表取締役副社長 平成14年3月 ㈱アイ・コーリング設立 代表取締役 平成15年6月 サイトデザイン㈱監査役 平成15年6月 ボーステック㈱取締役 平成15年12月 当社監査役(現任) 平成17年7月 ㈱テクノブラッド監査役(現任) 平成18年7月 ㈱アイ・コーリング 取締役(現任) 平成23年9月 比較.com㈱取締役(現任)	162株
3	こう じろ あ き 神 代 亜 紀 (昭和33年10月31日)	昭和52年4月 伊藤忠燃料㈱入社 平成13年11月 エパーライフ㈱入社 平成16年4月 ㈱フェヴリナ入社 平成17年6月 ㈱フェヴリナ取締役 平成19年6月 当社取締役 平成20年8月 当社専務取締役 平成23年10月 当社代表取締役(現任) 平成24年4月 ㈱フェヴリナ販売 代表取締役(現任)	448株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	すみの 英信 角 英信 (昭和47年9月16日)	平成8年2月 ㈱タカトー入社 平成10年8月 矢野税理士事務所入所 平成15年4月 浜川税理士事務所入所 平成16年10月 杉野公認会計士事務所入所 平成22年2月 ㈱ソフトエナジーホールディングス ㈱ソフトエナジーコントロールズ 代表取締役 (現任)	—
5	おだ のりひこ 小田 法彦 (昭和47年5月3日)	平成7年11月 吉水公認会計士事務所入所 平成23年7月 ㈱ソフトエナジーホールディングス 入社 (現任)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 洲崎氏は社外取締役候補であります。
3. 洲崎氏を社外取締役候補とした理由は次のとおりであります。  
洲崎氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、また当社から独立した立場にあり、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
4. 洲崎氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役の在任期間は、本株主総会の終結をもって9年ですが、本株主総会終結の時をもって当社の社外監査役を退任の予定であります。
5. 洲崎氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第423条1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額であります。
6. 当社は、洲崎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の社外取締役への選任が承認された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

## 第5号議案 監査役3名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役3名全員は任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものでございます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	お緒がたよし のぶ 緒方 芳伸 (昭和26年10月11日)	昭和61年7月 緒方会計事務所設立 平成17年6月 ㈱フェヴリナ監査役 平成19年9月 ㈱緒方会計事務所 代表取締役(現任) 平成19年10月 緒方税理士事務所 所長(現任) 平成20年6月 当社監査役(現任)	162株
2	すずきひろみ 鈴木 広美 (昭和46年2月27日)	平成7年2月 山田&パートナーズ会計事務所 (現 税理士法人山田&パートナーズ) 入所 平成14年6月 ソフトバンク・フロンティア証券 ㈱(現 SBI証券) 取締役投資銀行部長 平成16年9月 CSBA会計グループ鈴木会計事務所 設立 平成18年2月 ㈱インキュベート・パートナーズ 共同代表パートナー 平成18年7月 ダイトーエムイー㈱ 取締役 平成22年7月 ㈱トゥザポイント 代表取締役(現任)	—
3	おおきかず あき 大木 一顯 (昭和21年6月14日)	昭和40年4月 熊本国税局 総務部総務課入局 平成15年7月 八幡税務署長 平成16年7月 小倉税務署長 平成17年8月 大木一顯税理士事務所 所長(現任)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は全員社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者の選任理由
- (1) 緒方氏は、税理士としての経験をもとに、財務経理に関する見地から社外監査役として独立した立場で職務を執行して頂けると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
  - (2) 鈴木氏は、財務・会計に関する見地及びビジネスに関する卓越した知見をもとに、社外監査役として独立した立場で職務を執行して頂けると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
  - (3) 大木氏は、過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、税理士としての経験をもとに、財務経理に関する見地から社外監査役として独立した立場で職務を執行して頂けると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 緒方氏は、現在当社の社外監査役ですが、社外監査役の在任期間は、本株主総会の終結をもって4年であります。
5. 緒方氏は当社との間で会社法第423条1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額であります。また、本議案が承認された場合、当社は緒方氏との契約を継続する予定であります。また、鈴木氏及び大木氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間でも、上記契約と同様の契約を締結する予定であります。

以上

## 株主総会会場ご案内図

- ・場所 福岡市博多区博多駅南一丁目9-18  
ウィズザスタイル フクオカ 2階  
「THE NORTH GALLERY」  
TEL. 092-433-3941
- ・交通 JR・博多駅（筑紫口）より徒歩7分  
市営地下鉄・博多駅より徒歩7分  
西鉄バス・筑紫口停留所より徒歩7分  
福岡都市高速・博多駅東ランプより車で4分

